

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年12月19日
【報告者の氏名又は名称】	SCSK株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都江東区豊洲三丁目2番20号
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区豊洲三丁目2番20号
【電話番号】	(03)5166-2500
【事務連絡者氏名】	経理部長 鈴木 正勝
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	SCSK株式会社 (東京都江東区豊洲三丁目2番20号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、SCSK株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、ネットワンシステムズ株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利並びに株券等預託証券をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

- (注10) 本書の提出にかかる公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法に定める手続及び情報開示基準に準拠して行われるものとし、その手続及び基準は、米国で適用される手続及び情報開示基準と必ずしも同一ではありません。特に、米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下同様です。)第13条(e)又は第14条(d)及びこれらの条項に基づく規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けは、これらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国企業の財務諸表と必ずしも同等の内容ではありません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。更に、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。また、株主が米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄に従わせることができる保証はありません。
- (注11) 本公開買付けに関する手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとし、本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成され得ますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとし、
- (注12) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21 E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者及び対象者又はその関連会社は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関係者及び対象者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。
- (注13) 会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

ネットワンシステムズ株式会社

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

① 普通株式

② 新株予約権

- (ア) 2012年6月14日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2012年度新株予約権」といいます。)(行使期間は2012年7月3日から2042年7月2日まで)
- (イ) 2013年6月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2013年度新株予約権」といいます。)(行使期間は2013年7月2日から2043年7月1日まで)
- (ウ) 2014年6月17日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2014年度新株予約権」といいます。)(行使期間は2014年7月4日から2044年7月3日まで)
- (エ) 2015年6月16日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2015年度新株予約権」といいます。)(行使期間は2015年7月3日から2045年7月2日まで)
- (オ) 2016年6月16日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2016年度新株予約権」といいます。)(行使期間は2016年7月5日から2046年7月4日まで)
- (カ) 2017年6月15日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2017年度新株予約権」といいます。)(行使期間は2017年7月4日から2047年7月3日まで)
- (キ) 2018年6月14日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2018年度新株予約権」といいます。)(行使期間は2018年7月3日から2048年7月2日まで)
- (ク) 2019年6月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2019年度新株予約権」といいます。)(行使期間は2019年7月2日から2049年7月1日まで)
- (ケ) 2020年6月11日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2020年度新株予約権」といいます。)(行使期間は2020年7月2日から2050年7月1日まで)
- (コ) 2021年6月23日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2021年度新株予約権」といいます。)(行使期間は2021年7月13日から2051年7月12日まで)

なお、2012年度新株予約権、2013年度新株予約権、2014年度新株予約権、2015年度新株予約権、2016年度新株予約権、2017年度新株予約権、2018年度新株予約権、2019年度新株予約権、2020年度新株予約権及び2021年度新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。

③ 株券等預託証券

Deutsche Bank Trust Company Americas及びCitibank, N.A.(以下「本預託銀行」と総称します。)により米国で発行されている対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)に係る米国預託証券(以下「本米国預託証券」といいます。)

- (注) Deutsche Bank Trust Company Americasが2008年10月10日付及び2017年9月29日付で、Citibank, N.A.が2015年9月16日付で、米国証券取引委員会に提出した本米国預託証券に係る届出書(Form F-6 EF)又は訂正届出書(Form F-6 POS)によれば、対象者株式については、本米国預託証券が発行されていますが、対象者によれば、本米国預託証券の発行には、対象者は関与していないとのことです。本公開買付けにおいては、対象者株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される対象者の普通株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得の対象とすることから、公開買付者は、法第27条の2第5項及び令第8条第5項第3号の規定に従い、対象者の発行する全ての株券等について売付け等の申込みの勧誘を行う必要があるため、買付け等をする株券等の種類に本米国預託証券を含めております。一方で、本米国預託証券は、米国で発行されている証券であるところ、日本国の居住者である公開買付者が米国外で実施される本公開買付けにおいてその取得を行うにあたり、実務上、公開買付代理人としてその取扱いを行うことができる金融商品取引業者等が存在しないため、本公開買付けにおいて公開買付者が本米国預託証券自体の取得を行うことは困難であることが判明しております。そのため、本公開買付けにおいては対象者株式及び本新株予約権の応募のみの受付けを行い、本米国預託証券自体の応募の受付けは行わず、本米国預託証券が表章する本預託銀行に預託された米国預託株式(以下「本米国預託株式」といいます。)に係る対象者株式の応募の受付けを行うことにいたしました。なお、公開買付者は、米国居住者が所有する対象者株式、本新株予約権及び本米国預託証券を対象とする米国における公開買付けは実施しておりません。

(3) 【公開買付期間】

2024年11月7日(木曜日)から2024年12月18日(水曜日)まで(30営業日)

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(52,960,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(63,304,886株)が買付予定数の下限(52,960,600株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2024年12月19日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	63,304,886(株)	63,304,886(株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券()	—	—
株券等預託証券(本米国預託証券)	—	—
合計	63,304,886	63,304,886
(潜在株券等の数の合計)	(—)	(—)

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	633,048
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2024年9月30日現在)(個)(g)	793,323
買付け等後における株券等所有割合 $((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)(\%)$	79.69

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年9月30日現在)(個)(g)」は、対象者が2024年11月12日に提出した2025年3月期半期報告書(以下「対象者半期報告書」といいます。)に記載された2024年9月30日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式及び本新株予約権も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、①対象者半期報告書に記載された2024年9月30日現在の発行済株式総数(80,308,700株)に、②2024年11月6日現在残存する本新株予約権の数の合計である846個の目的となる対象者株式の数(84,600株)を加え、③対象者半期報告書に記載された2024年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(952,407株)を控除した株式数(79,440,893株)に係る議決権の数(794,408個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。

以上